

定期監査報告書

監査の結果 ー 青市監報告第220号

第1 準拠基準

青森市監査基準

第2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

第3 監査の対象、日程及び実施場所

次表に掲げる日程において、各部局に属する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として監査を実施した。

日 程	対 象 部 局		実 施 場 所
	部 等	課 等	
令和2年 8月17日から 同年10月 8日まで	教育委員会事務局	総 務 課 文化学習活動推進課 中央市民センター 文 化 財 課 市 民 図 書 館 学 務 課 学 校 給 食 課 指 導 課 浪岡教育事務所教育課	・ 監査委員事務局 ・ 監査委員室
令和2年 9月 4日から 同年10月27日まで	税 務 部	納 税 支 援 課 市 民 税 課 資 産 税 課 国 保 医 療 年 金 課	・ 監査委員事務局 ・ 監査委員室

令和2年 9月23日から 同年10月30日まで	市 民 部	市民協働推進課 生活安心課 人権男女共同参画課 市民課 浜館支所 原別支所	<ul style="list-style-type: none"> ・監査委員事務局 ・監査委員室
----------------------------	-------	--	--

第4 監査の着眼点

- 1 現金取扱事務は適正に行われているか
- 2 金券等（切手・バスカード等）の使用及び保管管理は適正に行われているか
- 3 補助金、負担金等において、違法・不当な支出又は不適切な支出はないか
- 4 契約事務（契約方法、契約手続等）は適正に行われているか
- 5 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の主な実施内容

監査委員事務局の職員による予備監査（試査による書類の閲覧・証憑突合・帳簿突合などを行う書類監査又は実地において実査・立会などを行う実地監査）を実施した後、監査委員が事情聴取及び質問を行う委員監査を実施した。

第6 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、次の指摘事項を除き、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められる。

指摘事項については、速やかに適切な措置を講じられたい。

【指摘事項】

現金等出納簿兼日計表において、記載漏れや記載誤りが散見された。

<青森市公金取扱いに関する運用指針>

（税務部 資産税課）